



海老名市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 8月29日

海老名市長

町野



海老名市条例第26号

海老名市下水道条例の一部を改正する条例

海老名市下水道条例（平成12年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第14条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



海老名市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8月 29日

海老名市長

町野



海老名市規則第32号

海老名市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市下水道条例施行規則（昭和 5 2 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 条例第 7 条第 1 項ただし書の規定により他の市町村長の指定を受けた者が排水設備の設置等の工事を行う場合は、当該他の市町村長から交付された指定工事店証その他の当該指定を受けたことを証する書類の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

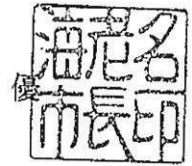


海老名市告示第208号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和7年8月29日

海老名市長 内野 優



記

- 1 公示送達する書類
督促状
令和6年度課税分 国民健康保険税
令和7年度課税分 市県民税、法人市民税、軽自動車税（種別割）、
国民健康保険税
- 2 公示送達を受ける者の住所・氏名
別添「公示送達者リスト」のとおり
- 3 公示送達する書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付
します。

※詳細は、掲示場で確認してください。

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		市・県民税	R 7 年度 1 期
		市・県民税	R 7 年度 1 期
		国民健康保険税	R 7 年度 1 期
		市・県民税	R 7 年度 1 期
		国民健康保険税	R 7 年度 1 期
		国民健康保険税	R 7 年度 1 期
		国民健康保険税	R 7 年度随時 1 期
		国民健康保険税	R 7 年度 1 期
		法人市民税	R 7 年度確定申告
		軽自動車税（種別割）	R 7 年度全期
		国民健康保険税	R 7 年度随時 1 期
		市・県民税	R 7 年度 1 期
		市・県民税	R 7 年度 1 期